

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 24 年度 定時評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 2階 会議室
2. 開始日時 平成 24 年 6 月 11 日（月）15 時 00 分～16 時 00 分
3. 評議員現在数及び定足数
現在数 16 名、定足数 8 名
4. 出席評議員数 12 名
（出席）橋本賢次郎、小勝規生、末木一夫、鶴田康則、成松義文、馬場良雄、
笛木弘治、堀 悟郎、松井睦子、松田 朗、森田邦雄、若尾修司
（欠席）白神俊典、宗林さおり、徳山陽滋、綿谷直人
（監事出席）西本恭彦、松田紘一郎
（出席理事）下田智久、加藤 博
5. 議 案 第 1 号議案 平成 23 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 平成 23 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 理事の選任に関する件
第 4 号議案 定款変更（案）に関する件
第 5 号議案 定款の一部を改正する定款の施行に伴う関係規則・規程の
整理に関する規則（案）に関する件
6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
事務局長が定足数の確認後、本会議の議案進行及び議案資料について説明。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
松田議長が定足数を満たしていることから会議が成立することを宣言して、次に議
事録署名人として、定款第 28 条第 2 項に基づき、鶴田康則評議員、成松義文評
議員の 2 名が指名された。
(決議事項)
第 1 号議案 平成 23 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 平成 23 年度収支決算（案）に関する件
事務局長より第 1 号議案平成 23 年度事業報告（案）に関する件について及び第 2
号議案平成 23 年度収支決算（案）に関する件について併せて資料に基づき説明。
続いて、去る 5 月 29 日（月）に、西本恭彦監事と松田紘一郎監事の 2 名が、定
款第 33 条第 2 項の規定に基づき、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、
会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致しており、法令及

び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、松田監事よりされた。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

(質疑応答)

評議員： 資料 P16 渉外広報室の事業報告に、新しい試みでメールマガジンの配信とあるが、配信範囲はどのようになっているのか。

担当室長： 協会にアドレスを登録している会員企業に配信している。登録のない会員は発送をしている。

評議員： 今まで協会の1階に展示室があったが、現在は閉めているのか。

事務局長： 平成23年度から1階展示室での健康補助食品相談室は閉めているが、電話での相談は行なっている。希望があれば展示室の閲覧をしている。

本議案について意見を求めたところ、他には意見もなく、第1号議案平成23年度事業報告(案)に関する件について及び第2号議案平成23年度収支決算(案)に関する件について出席評議員全員一致で了承された。

議長より、「第3号議案理事の選任に関する件について」は、重要審議となるので最後に審議することとし、第4号議案からの審議にはいった。

第4号議案 定款変更(案)に関する件

事務局長より第4号議案定款変更(案)に関する件について資料に基づき説明。

定款変更(案)についての変更箇所

第3章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第4章 評議員及び評議員会

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事の選任及び解任
- (2) 監事の選任
- (3) 監事の解任

- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 評議員の報酬等の支給の基準
- (6) 定款の変更
- ~~(7) 各事業年度の事業計画及び予算の承認~~
- ~~(8) 7) 各事業年度の事業報告及び決算の承認~~
- ~~(9) 8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け~~
- ~~(10) 9) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分~~
- ~~(11) 10) 基本財産の処分又は除外の承認~~
- ~~(12) 11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止~~
- ~~(13) 12) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項~~

(決 議)

第25条

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。また、第18条第2項の(3)、(5)、(6)、~~(11) 10)~~、~~(12) 11)~~、~~(13) 12)~~の各号に関する決議は、議決に加わることでできる評議員の3分の2以上に当る多数をもって行う。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(公 告)

第64条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

- 2 この法人の貸借対照表の公示は、第1項にかかわらず、電子広告で掲載することができる。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

(質疑応答)

評議員： 評議員会が理事会より権限を持つということだったが、定款変更の理由は何か。

事務局長： 当初、協会の定款は内閣府のモデル定款に沿って作ったが、その後は、評議員会の権限と理事会の権限を分けて、評議員会で事業報告及び決算を審議し、業務執行機関である理事会で事業計画及び予算を審議するという形をとる団体もあり、検討した結果、このような形にさせてもらった。

議長： 特に異論はないと思うが、監事いかがか。

監事： 特に問題はない。

本議案について意見を求めたところ、他に意見もなく、第3号議案定款変更(案)に関する件については、出席評議員全員一致で了承された。

第 5 号議案 定款の一部を改正する定款の施行に伴う関係規則・規程の整理
に関する規則（案）に関する件

事務局長より、定款の一部を改正する定款の施行に伴う関係規則・規程の整理に関する規則（案）に関する件について説明。

審議の結果、「定款の一部を改正する定款の施行に伴う関係規則・規程の整理に関する規則（案）」を出席評議員全員一致で可決した。

第 3 号議案 理事の選任に関する件

事務局長より第 3 号議案理事の選任に関する件について資料に基づき説明。

説明によると平成 24 年 6 月 6 日開催の役員候補選出委員会において候補者について審議し、本評議員会へ提出する候補者 27 名が選出された。

現理事 28 名のうち 26 名が再任候補者、新たに 1 名が理事候補者として選出され、原案どおり選任されると理事総数は 27 名になるとのことである。

また、九州支部長については、7 月 26 日の設立総会で候補者が推薦され、8 月の理事会に諮る。また、同支部長は、役員候補選出委員会での審議を経て、評議員会の決議により理事となる予定との説明があった。

議長から、平成 24 年 6 月 6 日開催の役員候補選出委員会で、協会で検討した候補者が理事長から提出され、その原案を基に審議して決めたとの説明があった。

また、役員選任については履歴書を確認しながら一人ひとりの賛否を諮って選任するのだが、理事候補者一覧で一括で選出する選任方法でいいのかについて、評議員に意見を求めたところ、次の回答があった。

監事： 一人ひとりの賛否を取って選任するか一括で選任するか、特に決まりはない。異議がなければどちらの方法でもよい。

ここで、議長の要請により、裁決に先たち理事候補者に該当する下田氏、加藤氏に退席をするよう求め、下田氏、加藤氏は退席した。

監事： 各候補者の情報が開示されているので、略歴を確認し、異議がなければ選任していいのではないか。ほとんどの方が再任なので問題ないと思う。むしろ新任者を議論するべきではないか。

評議員： 理事候補者一覧の選出区分を見ると、各団体、学識経験者等がバランスよく選出されているのでいいのではないか。

議長： 皆様の意見としては、各理事はバランスよく選ばれていて特に異議はないので一括で選任していいということでもいいか。ほとんどの方が再任だが、1 人、薬業健康食品研究会から選出の方が新任であり、この方についての意見はどうか。

評議員： 定款の第 19 条に理事の選任及び解任ができるという規程がある。選任後、何か問題があればこの規程の運用も出来るし、今の段階では選任

していいのではないか。

ここで、議長が新任理事の選任について賛成の挙手を求めたところ、出席評議員の全員一致で選任された。次に、再任理事の一括選任について賛成の挙手を求めたところ、出席評議員の全員一致で選任された。

選任された理事は次の通り。

(再任理事 26 名)

下田智久、不破 亨、山口喜久二、加藤 博、石崎正典、黒木義人、中村 靖、畑中伸治、橋本雅男、鈴木信二、田中 汎、新免芳史、甲斐千束、石原健夫、臼杵孝一、橋本正史、駒村純一、森 伸夫、阿南 久、佐藤良也、鈴木恭蔵、中嶋睦安、信川益明、宮崎修一、山本 徹、吉田武美

(新任理事 1 名)

生越直仁 (全薬工業株式会社 一般用薬品開発本部 課長)

任期はいずれも、選任された日から 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の時まで。

なお、任期満了による退任者 2 名は次のとおり。

大高孝之、衣笠祥雄

最後に事務局より今後の予定について報告がされ、議案の審議等を終了したので、16 時 00 分、議長は閉会を宣言し、解散した。